

安茂里地区住民自治協議会会則

制 定 平成19年3月3日

最新改正 平成29年1月6日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、安茂里地区住民自治協議会（以下「住自協」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、安茂里地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 防災、防火、防犯に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) 長野市立安茂里公民館の指定管理に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、安茂里地区に居住する住民、事業所及び地区内を活動範囲とする各種活動団体とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市大字安茂里 1777 番地 1(安茂里総合市民センター内)に置く。

第2章 組 織

(組 織)

第6条 本会に、評議委員全員で構成する総会と、代表者で構成する役員会を置く。

- 2 本会に、総務部会、健康福祉部会、環境部会、教育文化部会、健全育成部会及び安全部会を設置する。
- 3 評議委員、各部会の構成員、任務、運営等は、別に定める。

第3章 評議委員

(評議委員)

第7条 評議委員は、総会に出席し、議案を採決する。

- 2 評議委員は、安茂里地区住民自治協議会の役員を除き、次のとおりとする。ただし、第4号及び第5号に掲げる委員は、各部会から選出し、役員会の推薦に基づき、総会で承認を受けた

者とする。

- (1) 区長又は自治会長及び副区長又は副自治会長各1名
- (2) 各部会の長及び副会長及び部会から推薦された者
- (3) 各種団体の代表者若しくは代表者から委嘱を受けた者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募委員

(評議委員の任期)

第8条 評議委員の任期は1年とする。ただし、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議委員は再任することができる。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 5名
- (4) 公民館運営委員長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

2 会長及び副会長は、総務部会の部会長及び副部会長を兼務する。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、顧問、相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会を招集する。
- (2) ア 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長に指名された者が、その職務を代理する。
イ 副会長は、各部会の運営及び活動に必要な助言を行うことができる。
- (3) 部会長は、担当部会の統括・運営に当たる。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する職員(事務局長を含む。)の指導監督を行う。
- (5) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- (6) 顧問、相談役は、会長の要請により役員会に出席し、諮問に応じ事業運営に参画する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、1年とする。ただし補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、4年以内において再任することができる。各部会の副部会長の任期についても本会則に準ずるものとする。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び部会をいう。

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回 定期総会を開催する他、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、評議委員の過半数の出席(委任状を含む。)により成立する。

3 総会の議長は、会長とする。

4 総会の議事録は、議長及び予め議長が指名した者2名が署名するものとする。

5 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 住自協会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

6 総会の議事は、出席者の過半数の可否により決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、本会の常設の執行機関であって、定例役員会の他、会長が必要と認めるとき及び過半数の役員から請求があった場合は、会長は速やかに会議を開催する。

2 役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数の可否により決する。

3 役員会に出席できない場合は、その権限の行使を他の役員に委任することができる。この場合において、受任者の特定のないときは、会長に委任したものとみなす。

4 役員会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、総会に提出すること。
- (2) 事業報告及び決算を行い、総会に提出すること。
- (3) 本会の役員を選任し、総会に推薦すること。
- (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合は、総会機能を代行すること。
- (5) その他総会決議を要しない事項を決議すること。

5 監事、顧問及び相談役は、必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第15条 各部長は、運用規程の別表第1に定める事業を実施するため、随時部会を開催し、次の事項を討議決定する。

- (1) 部会の事業計画及び予算を策定し、役員会に提出すること。
- (2) 部会の事業報告及び決算を行い、役員会に提出すること。
- (3) 副部長を若干名選出し、役員会に報告すること。
- (4) 運用規程の別表第2に定める評議委員を選任し、役員会に提出すること。
- (5) 役員会への依頼、提案事項及び役員会からの要望事項等に関すること。
- (6) その他部会の運営等に関する事項について

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、交付金及び補助金、負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第18条 本会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第7章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 職員 若干名
- (3) 地域福祉ワーカー 若干名

第8章 その他

(雑 則)

第21条 本会は、政治活動、宗教活動及び営利活動に関与してはならない。

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、役員会で定める。

附 則

この会則は、平成19年3月3日から施行する。

附 則 (平成21年5月16日)

この会則は、平成21年5月16日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日総会)

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月19日総会)

この会則は、平成25年4月19日から施行する。

附 則 (平成25年10月3日役員会)

この会則は、平成25年10月3日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日役員会)

この会則は、平成26年4月19日から施行する。

附 則 (平成29年1月6日役員会)

この会則は、平成29年1月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

安茂里地区住民自治協議会会則運用規程

(目的)

第1条 安茂里地区住民自治協議会会則(以下「住自協会則」という。)。第22条の規定に基づき、住自協の運営に必要な事項を次のとおり定める。

(部会の構成員、任務)

第2条 住自協会則第6条第3項に定める各部会の構成員、任務は、別表第1のとおりとする。

(評議委員の構成)

第3条 住自協会則第7条に定める評議委員の構成は、別表第2のとおりとする。

(役員構成)

第4条 削 除

(監事の選任)

第5条 監事は総務部会を除く部会から毎年度順番に2名を選出する。

2 平成25年度：環境部会、平成26年度：教育文化部会、平成27年度：健全育成部会、平成28年度：安全部会、平成29年度：健康福祉部会とし、平成30年度以降は輪番とする。

(職員の選任)

第6条 事務局及び公民館の職員は、役員会で選任する。ただし専門的な知識を要する職務と判断される場合は、会長が指名する者を選考委員に加えることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行し、4月22日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月12日から施行する。

別表第1 部会の構成員・任務(運用規程第2条関係)

○長野市必須事務

総務部会

構 成 員	構 成 団 体	主 な 実 施 事 業
<p>18地区区長(自治会長)、副区長(副自治会長)をもって構成する。 部会長、副部会長は、安茂里地区住民自治協議会の会長、副会長を兼務する。</p>	<p>白バラ会 仮称「安茂里地区」建設小委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種委員等の推薦・選任・内申 ○広報ながの等の配布、回覧、周知 各種取りまとめ ○各種募金活動 ○土木事業等の要望の取りまとめ、 現地調査立会い ○世帯数・回覧数の調査・報告 ・「ながの未来トーク」開催 ・防犯灯、交通安全施設等の設置要望 ・地区負担金の徴収 ・地区関係団体との連絡調整 ・広報紙の発行(年6回) ・区長連絡会を開催し、役員会等への 提案及び役員会等からの要請事項 に関すること ・自主防災組織の運用 ・アモーレフェスタの開催 ・イルミネーション設置等事業 ・スポーツの祭典開催 ・指定管理する市立安茂里公民館との 連携に関すること ・国道19号(中御所交差点から安茂里 駅までの間)第五地区合同歩道設置 推進委員勉強会等の開催(第五地 区合同) ・世代間交流事業を推進し、災害に強 く地域で支え合えるまちづくり計画の 実施 ・地域発きらめき事業(空き家調査の 継続) ・安茂里一芸ボランティア登録者の活 用事業 ・全部会の総括的な把握及び協力、 支援 ・他の部会に属さない事項

健康福祉部会

構 成 員	構 成 団 体	主 な 実 施 事 業
<p>各区から選出された健康福祉部会員2名(旧福祉推進員、保健補導員)、部会の代表者、地域福祉ワーカー、福祉コーディネーター、構成団体の代表者、学識経験者、公募委員をもって構成する。</p>	<p>民生委員児童委員協議会 手をつなぐ育成会 遺族会 老人クラブ連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の状況調査 ○火災等罹災者等の報告及び見舞金品の伝達 ○市福祉大会における被表彰者の内申 ・役員会等への提案及び役員会等からの要請事項に関すること ・ボランティアセンターの運営(ボランティア通信の発行) ・福祉バザーの開催 ・うたごえ喫茶の開催 ・介護者の集いの開催 ・福祉懇談会(お茶のみサロン等)への助成 ・健康づくり講座の開催等健康情報の発信及び講座の開催 ・福祉自動車運行、家事援助サービス ・地域福祉活動計画の推進 ・福祉のまちづくりを進めるための実践事業 ・点訳サービス事業(はなみずきの会に委託) ・社会福祉事業(団体)補助 ・オレンジカフェ安茂里の運営に協力 ・介護保険の改正による生活支援、介護予防の推進及び検討会の開催 ・生活支援コーディネーター業務の推進 ・生活支援整備事業への助成 ・福祉関係団体等合同研修会

環境部会

構 成 員	構 成 団 体	主 な 実 施 事 業
<p>各区から選出された環境部会員1名、部会の代表者、学識経験者、公募委員をもって構成する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○「ごみ分別強調月間」における集積所巡回指導 ○ごみ集積所における分別用備品等の管理、ルール違反ごみへの対応 ○不法投棄に関する情報提供及び防止対策に関する協力 ○ごみ分別啓発に関する発行物の必要数調査及び配布 ・役員会等への提案及び役員会等からの要請事項に関すること ・春・秋の大掃除(ごみゼロ運動) ・河川清掃パトロール(春) ・清掃用具の購入・配布 ・ごみ集積所設置及び改修補助 ・不法投棄防止等看板の設置 ・地域緑化事業 ・犬のフン害防止用啓発看板の設置 ・生ごみの堆肥化推進事業

教育文化部会

構 成 員	構 成 団 体	主 な 実 施 事 業
<p>各区の公民館長、部会の代表者、構成団体の代表者、学識経験者及び公募委員をもって構成する。</p>	<p>文化芸術団体協議会 安茂里甚句保存会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人権を考える住民の集いの開催 ○人権に関する地区研修会の開催(区・公民館との共催) ○人権教育啓発活動指導員の配置 ・指定管理している市立安茂里公民館との連携 ・役員会等への提案及び役員会等からの要請事項に関すること ・スポーツの祭典の開催 ・地域文化教養事業の開催 ・杏の里文化講演会の開催 ・ふれあいコンサートの開催 ・地区成人祝賀式の開催 ・囲碁・将棋大会の開催 ・地域公民館研修事業の推進

健全育成部会

構 成 員	構 成 団 体	主 な 実 施 事 業
各区から選出された健全育成部会員1名とこども育成会長1名、部会の代表者及び構成団体の代表者、学識経験者及び公募委員をもって構成する。	保護司会 更生保護女性会 少年警察ボランティア 裾花中学校PTA 安茂里小学校PTA 松ヶ丘小学校PTA 裾花小学校PTA 山王小学校PTA	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの祭典への参加 ・役員会等への提案並びに役員会からの要請事項に関すること ・さわやかあいさつ運動(6・10月) ・地域の学校とのコミュニティー事業の推進 ・巡回活動研修会の開催 ・児童生徒の健全育成を進める会の開催 ・地区子ども育成会活動の実施

安全部会

構 成 員	構 成 団 体	主 な 実 施 事 業
区から選出された安全部会員、部会の代表者、構成団体の代表者、学識経験者及び公募委員をもって構成する。	防犯協会 交通安全協会安茂里支部 長野市消防団安茂里分団 安茂里地区防災指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会等からの要望事項及び役員会等からの要請事項に関すること ・地域の防災に関する予防・応急・復旧・復興に関する周知業務 ・防災指導員との連携を図り災害に強いまちづくりに努める ・各区交通安全教室の開催 ・春、夏、秋、冬の地域安全運動への協力(防犯及び交通安全) ・道路凍結防止剤の散布 ・道路路面表示白線塗布の実施 ・庭木等整枝の確認指導 ・交通安全施設等要望箇所調査 ・交通安全啓発街頭指導への参加・協力 ・歳末特別警戒に伴う地域安全活動 ・安茂里地区防災指導員との連携

別表第2 評議委員の構成(運用規程第3条関係)

	総務部会	健康福祉部会	環境部会	教育文化部会	健全育成部会	安全部会	学識経験者 公募委員	合計
区の代表 (区長・副 区長)	30名							30名
部会の代 表者		6名	4名	9名	8名	5名		32名
構成団体 の代表者	2名	4名		2名	8名	3名		19名
合計	32名	10名	4名	11名	16名	8名		81名

※(1)住民自治協議会役員を兼務する区長、部会長及び副部会長は除く。

(2)複数の副区長がいる場合は、各区が推薦する1名

(3)部会の代表者には、学識経験者及び公募委員が含まれます。

別表第3 役員の構成(運用規程第4条関係) 削除

安茂里地区住民自治協議会会則

制 定 平成19年3月3日

最新改正 平成29年1月6日

【現 行】

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 防災、防火、防犯に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な事業

【改正案】

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 防災、防火、防犯に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) **長野市立安茂里公民館の指定管理に関すること。**
- (8) その他目的達成のために必要な事業

【現 行】

(役 員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 5名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

2 会長及び副会長は、総務部会の部会長及び副部会長を兼務する。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、顧問、相談役を置くことができる。

【改正案】

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 5名
- (4) 公民館運営委員長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

2 会長及び副会長は、総務部会の部会長及び副部会長を兼務する。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、顧問、相談役を置くことができる。

附 則 (平成29年1月6日)

この規定は、平成29年1月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

安茂里地区住民自治協議会会則運用規程

【現行】

(役員構成)

第4条 住自協会則第9条に定める役員構成は、別表第3のとおりとする。

(事務局長の選任)

第6条 事務局長は、役員会で選任する。

別表第3 役員構成(運用規程第4条関係)

	総務部会	健康福祉部会	環境部会	教育文化部会	健全育成部会	安全部会
会長	1					
副会長	2					
部会長		1	1	1	1	1
会計	2					
監事(持ち回り)		(平成29年)	(平成30年)	(平成31年)	2(平成32年)	(平成28年)
合計	5	1	1	1	3	1

顧問、相談役は、非常勤

【改正案】

(役員構成)

第4条 削除

(職員選任)

第6条 事務局及び公民館の職員は、役員会で選任する。ただし専門的な知識を要する職務と判断される場合は、会長が指名する者を選考委員に加えることができる。

別表第3 役員構成(運用規程第4条関係) 削除

附 則 (平成29年1月6日役員会改正)

この規定は、平成29年1月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。